会員各位

一般社団法人 香川県トラック協会

令和5年度 整備管理者選任後研修のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます

標記研修については、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 15 条に基づき実施しておりますが、令和 5 年度整備管理者選任後研修を下記のとおり開催しますので、ご案内申し上げます。

なお、当研修は整備管理者として既に選任されている方が対象となります。

敬具

記

- 1. 研修日時及び場所 別紙のとおり
- 2. 研修内容
 - (1) 整備管理者の役割について
 - (2) 自動車の点検整備について
 - (3) 路上車両故障等の発生状況とその防止対策
 - (4) 車両管理上必要な関係法令について
 - (5) 車両管理の内容について
 - (6) 運転者等に関する指導教育について
 - (7) その他、整備に関する行政情報等(通達)について
- 3. 研修対象者

整備管理者として既に選任されている方

※また、令和4年度(令和4年4月から令和5年3月)に標記研修を すでに受講された方は対象外となります。

以上

令和5年度整備管理者選任後研修の受講申込についての注意事項

□当研修は整備管理者として既に選任されている方が対象となります。 ※「整備管理者選任前研修」とは異なる研修となりますのでご注意ください。 □令和4年度に「整備管理者(選任後)研修」を受講している整備管理者、既に解任されている整備管理者(研修当日までに解任することが確定している整備管理者を含

む。)及び整備管理者補助者は研修を受講する必要はありません。

- □令和5年4月1日以降に新たに選任された整備管理者については令和7年3月31日までに 1回目の「整備管理者(選任後)研修」を受講していただければ差し支えありません。
- □当研修は「事前申込制」となっており、申し込み状況によっては、希望される日程 での受講受付ができない場合がございますので、予めご了承ください。 ※原則として、事前申込がない場合の受講当日の受講希望はお断りいたしております。

令和5年度 整備管理者選任後研修 受講申込票

○開催日程について

開催地	開催日 (希望される日程に○印をつけてください)	
四国運輸局 (会場) 高松サンポート合同庁舎 (南館1階101大会議室) (住所) 高松市サンポート3番33号	午前の部 (定員)85名	・1月25日(木) ・2月16日(金)
	午後の部 ※各回にて独自 の定員あり	・1月25日(木)※85名 ・2月2日(金)※85名
		・2月16日(金)※65名
四国交通共済会館 (会場) 3階大ホール (住所) 坂出市番の州公園6番6号	午前の部 (定員) 60 名	・2月6日(火)
		・2月19日(月)
	午後の部 (定員)60名	・2月6日(火) ・2月19日(月)

※2月2日は午後開催のみとなります。

○研修時間について

・午前の部 (受 付 9:00~9:30 講 習 9:30~12:30)

・午後の部 (受 付 13:00~13:30 講 習 13:30~16:30)

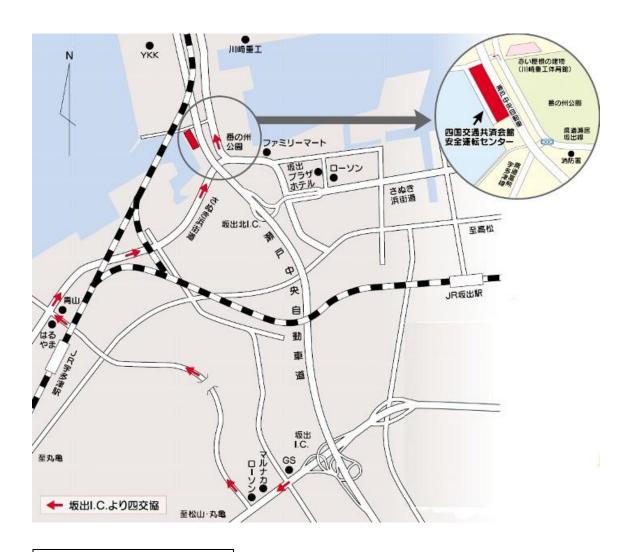
○受講希望者データ(複数名のお申込みは当様式をコピーして使用ください。)

(会社名)		(営業所名)	
		(担当者名)	
	(ふりがな)		
(※)研修受講希望者名			

※当研修は、整備管理者として既に選任されている方が対象となります。

※問い合わせ先 一般社団法人香川県トラック協会 適正化事業課

電話:087-851-6381



四国交通共済会館

住所:坂出市番の州公園6番6号

電話:0877-44-4416

注)こちらの電話番号は、研修に関する問合せに対応しておりません。 カーナビゲーション設定用とお考えください。

研修開催に対する問合せは、**香川運輸支局(電話**:087-882-1355)までお願いします。



【重要】

高松サンポート合同庁舎会場には、ご利用いただける駐車場がございません。 近隣の有料駐車場又は公共交通機関をご利用いただきお越しください。 ※JR 高松駅より徒歩1分程度

高松サンポート合同庁舎

住所:高松市サンポート3番33号

電話:087-802-6786

注)こちらの電話番号は、研修に関する問合せに対応しておりません。 カーナビゲーション設定用とお考えください。 研修開催に対する問合せは、香川運輸支局(電話:087-882-1355) までお願いします。

南館 1階 101大会議室



整備管理者手帳の持参について

香川県トラック協会では、平成24年度より整備管理者選任後講習を受講された方を対象に「整備管理者手帳」を発行しております。

この度開催されます研修に当該手帳をご持参いただくと、手帳に受講証明印を押印のうえ、お返しいたします。

なお、新たに選任され、これまでに整備管理者選任後研修を受講されたことのない方については受講後に手帳を発行させていただきます。

そのほか、ご不明な点につきましては適正化事業課(087-851-6354)までお問い合せ下さい。

○既に整備管理者手帳を所有されている方へ○

手帳内にある、氏名・生年月日・現住所等必要事項をご記入いただき、ご持参頂きますようお願い申し上げます。

【整備管理者手帳】

